

【プランI -オプション】日常生活自立支援事業・現金等損害賠償補償 (有価証券・貨紙幣類運送保険)

- ◆日常生活自立支援事業における現金等の保管・輸送について、補償を追加した場合にご加入いただくプランです。
(※単独ではご加入できません。I. 賠償責任総合補償プラン(福祉事業者総合賠償責任保険)とセットでご加入いただけます。)
- ◆上記Iの日常生活自立支援事業プランとセットで加入する場合、現金等についての損害は本オプション契約より優先してお支払いします。(二重に補償の対象とはなりませんのでご注意下さい)

補償の対象

- ◆ 現金、小切手、預金通帳、預金払戻請求書、商品券、プリペイドカード

保険金をお支払いしない主な場合

- ① 契約者、被保険者の故意
- ② 戦争・内乱・騒じょう・労働争議
- ③ 地震・噴火・津波・洪水等の天災
- ④ 詐欺または恐喝
- ⑤ 「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害

等

補償金額と保険料

受託する現金等の保管、輸送中の火災、爆発、盗難、紛失などにより生じた損害を補償します。

	1事故、保険期間中	保険料(1社協あたり)
タイプ①	100万円 (免責金額:なし)	11,420円
タイプ②	200万円 (免責金額:なし)	22,840円
タイプ③	300万円 (免責金額:なし)	34,260円

※ 保険料は生活支援員・専門員数によらず一律です。

※ 登録する生活支援員・専門員数が5名を越える場合は別途お問い合わせください。

※ 事故発生時にご加入の補償金額が実際の損害額に対し不足する場合、保険金が削減されることがありますので、見込まれる最高保管額でご加入ください。

加入方法

「市町村社会福祉協議会総合補償制度 更改連絡票兼保険料計算シート」に必要事項を記載のうえ、保険料をお払込みください。

※ 生活支援員・専門員の数とご希望の加入タイプに○印をつけてください。